

日病薬病院薬学認定薬剤師制度に係る取り扱いについて（Q&A）

1. 制度

＜質問１＞

日病薬病院薬学認定薬剤師制度とは何ですか。

【回答】

薬剤師に対する各種の生涯学習と認定制度の第三者評価機関である、薬剤師認定制度認証機構(CPC)の認証を受けた生涯研修制度となります。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度（以下、本制度）は、高度化する医療の進歩、チーム医療の推進に伴い、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、薬剤師が薬物療法に主体的に参加するという社会的要請に応えるため、高度化・複雑化する薬物療法等の幅広い知識及び高度な技能を習得し、臨床現場における実践力を有する薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする制度です。

なお、本制度は、これまでの日病薬生涯研修制度（単年度認定）とは独立した認定制度となります。

＜質問２＞

本制度の開始により日病薬生涯研修制度に変更はありますか。

【回答】

変更があります。

日病薬生涯研修制度の単年度認定は、令和７年度の認定をもって廃止いたします。

2. 研修・単位

〈質問 1〉

本制度の受講証明方法について教えてください。

【回答】

1. 研修会

令和 6 年度以前と、令和 6 年度以降で受講証明方法が異なります。

【令和 6 年度以前に開催された研修会の受講証明】

研修会の受講に対して、研修単位シールが発行されていますので、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」に必要事項（研修番号・開催日時・研修会名・研修時間・単位数）を記入し、受講証明欄に研修単位シールを貼付してください。研修単位シールの貼付がないものについては、単位として認められませんのでご注意ください。

なお、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」は、日病薬ホームページよりダウンロードが可能です。

【令和 6 年度以降に開催された研修会の受講証明】

令和 6 年 4 月以降の研修会より、日病薬病院薬学認定薬剤師研修支援システム（Hospital Pharmacist Education Support System 以下、「HOPESS」（ホープス））のマイページの研修受講履歴として電子的に管理されています。単位の登録は、研修会終了後、研修会を主催もしくは共催する研修会実施機関が、当該研修会を適切に受講していたと確認できる受講者の「出席承認」を行うことで、単位の登録が行われます。

研修会をご受講いただいても、研修会実施機関の判断で、当該研修会を適切に受講していたと認められなかった場合には、単位として認められませんのでご注意ください（研修受講履歴に表示されません）。

2. e-ラーニング

令和 6 年度以前と、令和 6 年度以降で受講証明方法が異なります。

【令和 6 年度以前に取得した単位の受講証明】

e-ラーニングを受講した場合は、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」に必要事項（受講日時・講座タイトル・受講時間・単位数）を記入し、e-ラーニングサイトより申請する講座・単位の「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の両方を年度ごとに印刷し添付して下さい（e-ラーニングサイトの MY ページより過去の「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」が発行できます）。「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の添付がないものについては、単位として認められませんのでご注意ください。

【令和 6 年度以降に取得した単位の受講証明】

令和 6 年度以降に取得した単位を HOPESS に連携することで、HOPESS マイページの研修受講履歴に一元化されます。e-ラーニングサイトの MY ページの「受講履歴一覧」から、HOPESS へ連携したい講座名（semNO）の右側にある“連携→”ボタンを押します。押下後、HOPESS 研修受講履歴ページの「e-ラーニング表示」をクリックいただくと、e-ラーニングシステムマイページから連携を行った講座名等が確認できます。

＜質問 2＞

日本病院薬剤師会クラウド型会員管理システム(以下、シクミネット)と HOPESS が情報連携されていると聞きました。

会員登録情報の連携について、具体的に教えてください。

【回答】

シクミネットと HOPESS は、本制度の研修単位の登録・管理、日病薬病院薬学認定薬剤師の認定申請、更新

申請等のため、シクミネット登録情報の一部を HOPESS に連携しています。HOPESS マイページには、アカウント登録および情報更新機能がありませんので、会員登録内容に変更が生じた場合には、シクミネットマイページから情報の更新をお願いします。シクミネットマイページで情報の更新を行うと、HOPESS マイページの情報も自動で更新されます。

なお、シクミネットマイページで更新を行っていただいた情報が、HOPESS に反映されるまで、約 1 日程度時間がかかりますので、ご注意ください。

＜質問 3＞

日本病院薬剤師会クラウド型会員管理システム(以下、シクミネット)と HOPESS が情報連携されていると聞きました。

単位登録の仕組みについて、具体的に教えてください。

【回答】

本制度対象の研修会では、研修会実施機関が定める受講者管理方法で受講の確認を行い、研修会実施機関が出席登録を行うことで、単位の登録を行います。

単位の登録には、シクミネット登録情報の一部である薬剤師免許登録番号と、研修会実施機関が出席登録を行う際の薬剤師免許登録番号をもってシステム間で照合を行い、合致する場合に単位登録を行えます。(合致しない場合には、単位登録が行えません)

予めシクミネット会員マイページに薬剤師免許登録番号が正しく登録されているか、確認をお願いします。

なお、仮番号の「*****」では薬剤師免許登録番号として正しく登録されませんので、薬剤師免許登録番号の更新をお願いいたします。

＜質問 4＞

本制度へ参加したいのですが、年度の途中から参加は可能ですか。

【回答】

年度の途中からの参加も可能です。

その場合、研修開始年度の研修期間は、参加時点から当該年度末までとなり、短くなります。認定条件は「毎年度 10 単位以上、3 年度を通算して 50 単位以上の取得が必要」ですので、途中参加した年度の取得単位が 10 単位に満たなかった場合、当該年度は研修開始年度とはなりません。

＜質問５＞

日病薬専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を、本会専門薬剤師制度と本制度の両方に研修単位として使用できますか。

【回答】

両方の認定制度には使用できません。

一つの研修単位を複数の制度の研修単位とすることはできません。どちらの認定制度に使用するか研修者が選択してください。なお、本会専門薬剤師制度に研修単位を使用する場合は、HOPESS にログイン後、研修受講履歴に表示されている当該研修会の「単位使用」ボックスにチェックを入れていただき、「日病薬専門薬剤師制度に使用」を選択してください。その後、研修単位管理の証書種別選択及び受講証書選択で、取得単位使用先変更証明書（専門薬剤師制度申請用）を選択することで、出力が可能です。なお、「単位使用」を一度選択すると、不正防止の観点から二度と元に戻すことはできませんのでご注意ください。

＜質問６＞

日病薬専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を、他プロバイダーの研修と本制度の両方に研修単位として使用できますか。

【回答】

両方の認定制度には使用できません。

一つの研修単位を複数の制度の研修単位とすることはできません。どちらの認定制度に使用するか研修者が選択してください。なお、他プロバイダー研修単位として、本制度の研修単位を使用する場合は、HOPESS にログイン後、研修受講履歴に表示されている当該研修会の「単位使用」ボックスにチェックを入れていただき、「他プロバイダー研修単位に使用」を選択してください。その後、研修単位管理の証書種別選択及び受講証書選択で「他プロバイダー用受講証書」を選択することで、出力が可能です。

なお、「単位使用」を一度選択すると、不正防止の観点から二度と元に戻すことはできませんのでご注意ください。

＜質問７＞

研修会で本制度の研修単位シール（令和６年度以降は HOPESS 管理）と他のプロバイダーの研修単位どちらかを取得でき、更に日病薬の専門領域の単位取得も可能ですが、他のプロバイダーの研修単位と日病薬の専門領域の単位取得の両方に使用できますか。

【回答】

両方の認定制度には使用できません。

本制度の研修単位シール（令和６年度以降は HOPESS 管理）と他のプロバイダーの研修単位のどちらかを取得できる研修会等で、日病薬の専門領域の単位を取得し使用する場合に、本制度の研修単位シール（令和６年度以降は HOPESS 管理）を取得し、令和６年度以前は受講証書に貼付し、令和６年度以降は、HOPESS から取得単位使用先変更証明書（専門薬剤師制度申請用）を出力してください。

＜質問 8＞

学術大会で本制度の大会全体の研修単位シール(令和 6 年度以降は HOPESS 管理)を取得し、同日にシンポジウムで日病薬のがん領域と感染制御領域の講習を受講しました。研修単位は 1 つしかありませんが、がん領域と感染制御領域の両方の単位取得に使用できますか。

【回答】

使用できません。

本制度の研修単位シール(令和 6 年度以降は HOPESS 管理)を、令和 6 年度以前は受講証書に貼付し、令和 6 年度以降は、HOPESS から取得単位使用先変更証明書(専門薬剤師制度申請用)を出力し、どちらか一方の専門領域を選んで使用してください。

＜質問 9＞

他団体が実施する e-ラーニングは本制度の研修単位となりますか。

【回答】

研修単位となる場合があります。

薬剤師認定制度認証機構の認証(CPC)を受けた団体の実施する e-ラーニングのうち、集合研修と同様の受講証明が発行されている研修であれば、その受講証明の提出とプログラムに準じた内容の資料の添付を以て、研修単位として認めることができます。

ただし、他のプロバイダーの研修単位の扱いになりますので、本制度の新規の認定申請では取得単位 50 単位中 10 単位まで(更新申請では **60 単位中 12 単位**まで)の使用制限があります。CPC の認証を受けていない団体の e-ラーニングは認められません。

＜質問 10＞

e-ラーニングの「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の発行期限及び HOPESS への連携の期限はありますか。

【回答】

過去の年度の受講証明書類を発行すること及び HOPESS への取得単位の連携は可能ですが、受講期間外は操作を行うことができませんので、注意してください。

日病薬の e-ラーニングは、快適にご利用いただくためのシステム改修を毎年行っています。改修期間中は、コンテンツの視聴、受講証明書類の発行及び単位制度の確定・変更、HOPESS への連携等、すべてのサービスが利用できません。システムの改修期間に関するご案内は、e-ラーニングサイトより確認できますので、必ず確認の上、余裕を持って申請を行ってください。

＜質問 11＞

過去に参加した集合研修が、e-ラーニングコンテンツとして公開されています。これを受講することで、新たに別の単位として使用できますか。

【回答】

使用できません。

過去に参加した研修会を収録したコンテンツを視聴しても、それらの単位を重複して使

用できません。

〈質問 1 2〉

過去に参加した研修の研修単位シールを紛失しましたが、再発行できますか。

【回答】

研修単位シール（令和 6 年度以降は HOPESS 管理）の再発行はいたしません。大切に保管してください。

〈質問 1 3〉

A 県病薬に所属していますが、他の都道府県病薬が主催又は共催した研修会に参加して取得した単位も使用できますか。

【回答】 使用できます。

本会が認めた研修会実施機関が主催又は共催する研修会で配布される本制度の研修単位シール（令和 6 年度以降は HOPESS 管理）であれば、所属にかかわらず申請に使用できます。

3. 認定申請

〈質問 1〉

本制度の認定申請(更新申請)の申請先は、どこになりますか。

【回答】

本制度の認定申請(更新申請)は、研修者本人が直接日病薬に行ってください。

受付期間及び申請方法につきましては、本会ホームページにて案内を行いますので、ご確認をお願いいたします。

〈質問 2〉

認定試験の受験資格及び認定要件等に「本会正会員又は特別会員であること」と記載されていますが、申請時に会員であれば条件を満たしますか。

【回答】

条件を満たしません。

研修期間中継続して「本会正会員又は特別会員」でなければ、条件を満たしません。認定試験の受験資格は、研修期間中を含めて会員である必要があります。

なお、研修中断中も「本会正会員又は特別会員」でなければ、条件を満たしませんので、ご注意ください。

〈質問 3〉

更新申請の際に使用できる単位の取得期間を教えてください。

【回答】

最新の認定年の4月1日から更新予定年の3月31日までの単位の使用が認められます。

例) 令和3年度(2021年度)認定の方が、6年後に更新する場合

認定期間: 2021年7月1日～2027年6月30日

単位の取得が必要な期間: 2021年4月1日～2027年3月31日

〈質問 4〉

研修の途中ですが、産休・育休のため認定要件(毎年10単位以上取得)が満たせなくなりました。研修を継続できますか。

【回答】

当該年度を研修の中断期間として申請することにより継続できます。

本制度では特別な理由(出産・育児、病気・介護、海外留学など)により研修を継続できない場合に、原則として最長3年間研修を中断できます。研修を中断した場合は、中断年度、中断理由を記載した中断証明書(書式自由)と所属長による証明を本制度の認定申請・更新申請時に提出してください。認定小委員会で中断の可否について審査します。また、中断期間の取り扱いは年度単位となります。

なお、研修の中断期間の本会会費については、3. 認定申請 質問2をご参照ください。

＜質問５＞

令和６年度以前に発行された研修単位シールの単位数や領域は、どのように確認できますか。

【回答】

日本病院薬剤師会ホームページ上、病院薬学認定薬剤師制度のページ内で確認できます。（研修会の情報検索）認定申請（更新申請）後の申請書類の不備の訂正（単位の追加提出等も含む）は認めませんので、認定申請（更新申請）時には、不備がないかどうか、単位数や履修領域が申請要件（更新要件）を満たしているか、このページを活用して必ず確認してください。

なお、令和６年度以降の取得単位数や履修領域は、HOPESSのマイページでご確認ください。

＜質問６＞

２年間で認定要件にある５０単位取得とカリキュラム履修を満たしましたが、認定申請できますか。

【回答】

２年間の研修では認定申請はできません。３年間の研修期間が必要となります。なお、更新申請も同様です。６年間の研修期間が必要となります。

＜質問７＞

研修単位シールを紛失しましたが、別の添付資料を代用することで単位が認められますか。

【回答】

研修単位シールの原本以外（コピーや、領収書等）では単位として認められません。

＜質問８＞

日病薬が実施するe-ラーニングのみで、認定要件である５０単位の取得とカリキュラム履修を満たしました。他の研修会に参加していませんが認定申請できますか。

【回答】

認定申請できます。

ただし毎年１０単位以上取得し、３年間継続している必要があります。なお、更新申請は毎年**５単位**以上取得し、６年間継続している必要があります。

＜質問９＞

薬剤師認定制度認証機構（CPC）から認証された他の認定制度の単位を本制度の研修単位に使用したいのですが、当該研修会のプログラムを紛失してしまいました。単位は認められますか。

【回答】

認められません。

薬剤師認定制度認証機構(CPC)から認証された他の認定制度の研修単位は、本制度の取得単位50単位のうち10単位(更新は取得単位60単位のうち12単位)まで使用可能です。ただし、本制度の研修カリキュラムに沿った内容の研修会における取得単位であることを確認するため、当該研修会のプログラムの提出が必要となります。

〈質問10〉

申請期限を失念していました。期日を過ぎても認定申請(更新申請)は可能でしょうか。

【回答】

申請できません。

申請書類は、本会が指定する方法で、期限までに対応できるよう余裕を持って行ってください。

〈質問11〉

認定及び更新申請書類は普通郵便で送付しても良いですか。

【回答】

追跡可能な方法で送付してください。

郵便にて送付される際は、書留もしくはレターパック等を利用してください。

〈質問12〉

提出した単位を他の認定制度に使用したいので、認定及び更新申請書類を返送してもらえますか。

【回答】

研修記録は単位不足等、不認定の場合のみ返送していますので、それ以外の返送、控えの提示等には対応していません。

また、本制度で認定を取得した場合は、認定申請(更新申請)時に使用した単位を他の認定制度へ重複して使用することはできません。

〈質問13〉

認定料の振込を失念してしまいました。振込期限を過ぎても入金すれば、認定してもらえますか。

【回答】

振込期限内に認定料を入金いただけなかった場合は、認定できません。

4. 研修会実施機関

〈質問 1〉

本制度の研修会実施機関とは何ですか。

【回答】

研修会実施機関とは、本制度の認定対象となる研修会を開催することができる機関です。研修会実施機関として認定された場合、必要な手続きを行った上で、本制度の研修会を開催し、研修単位を受講者に付与することができます。

〈質問 2〉

研修会実施機関の認定を取得するためには、どのような手続きが必要でしょうか。

【回答】

規程細則の別添 2 に記載されている研修会実施機関の認定要件をすべて満たす必要があります。「研修会実施機関認定申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、日病薬事務局まで郵送でお送り下さい。研修小委員会で審査します。

なお、「研修会実施機関認定申請書」については、日病薬ホームページよりダウンロードしてください。

〈質問 3〉

研修会実施機関の認定期間は何年ですか。また、認定の更新手続きは必要でしょうか。

【回答】

認定期間は 3 年間です。

更新は、規程細則の別添 2 に記載されている研修会実施機関の更新要件をすべて満たす必要があります。本会が指定する方法で、更新申請をお願いいたします。

〈質問 4〉

都道府県病薬が研修会実施機関として認定申請する場合、支部も研修会実施機関の認定要件を満たす必要がありますか。

【回答】

必要ありません。

〈質問 5〉

都道府県病薬の支部も、研修会実施機関として認定を取得できますか。

【回答】

取得できません。

所属都道府県病薬が研修会実施機関として認定された場合は、都道府県病薬支部の研修担当者に研修会の申請に必要な ID・パスワードを発行しますので、研修会の申請は支部から行うことができます。ただし、研修会の申請を行う場合は、必ず事前に研修会プログラムの内容について都道府県病薬の承認を得る必要があります。

＜質問６＞

医療関係団体の組織の中の部会または委員会でも、研修会実施機関として認定を取得できますか。

【回答】

取得できません。

研修会実施機関には団体として組織を認定します。

＜質問７＞

本会（申請団体）は開催するすべての研修会について（申請団体の）会員のみの受講となりますが、研修会実施機関として認定されますか。

【回答】

認定されません。

本制度の研修会実施機関は、原則として当該機関の会員、非会員にかかわらず、広く公開された研修会を年１回以上開催する必要があります。

＜質問８＞

研修会実施機関の認定要件に、「会員数が合計２００名以上であること」と規定されています。この会員の要件として、「研修会への参加をもって会員と見做す」場合も適用されますか。

【回答】

適用されません。

研修会実施機関の認定要件である会員とは、年会費などの納入又は年度毎に書面にて入会を確認した者を意味します。研修会実施機関として申請する場合は、会員名簿などで確認できる会員数を記載してください。

＜質問９＞

研修会実施機関の登録内容に変更が生じた場合、再度認定申請の手続きが必要ですか。

【回答】

必要です。

研修会実施機関の代表者の変更、所在地の変更、研修担当者の変更があった場合は、登録内容の変更手続きを行ってください。都道府県病薬においては、支部担当者の変更があった場合も手続きが必要です。また、研修実施機関の認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに事務局までお知らせください。